

# 県職ニュース

2015年12月4日

No. 1602

平成27年度第1回  
総括安全衛生委員会

**発行所**  
名古屋市中区三の丸3-2-1  
東大手庁舎4階  
**愛知県職員組合**  
www.aichikenshoku.gr.jp  
honbu@aichikenshoku.gr.jp  
代表 052-951-4036  
FAX 0120-930-340  
組織部 052-212-8032  
政策部 052-212-8033  
財政部 052-212-8034

## 平成27年度 安全衛生管理事業

回覧



### 第一回総括安全衛生委員会開催

快適な職場環境維持は  
職員の健康維持の重要問題

組合は、2015総合要求において、職員の健康管理や業務の効率性を踏まえ、検(健)診等の充実と利便性やメンタルヘルス対策、事務室の執務環境などについて、改善に向けた姿勢を求めてきました。11月16日、健康管理センターにおいて総括安全衛生委員会が開催され、平成26年度健康診断結果等が報告されるとともに、ストレスチェック事業の説明がされ、組合委員からも積極的に質問をしました。

#### メンタルヘルス対策 メンタル疾患増加の対策は

【組合委員】  
①メンタル疾患を起因とする要休業者の数が増えている一方で、平成26年度療養・休務状況を見ると、疾病分類で「精神及び行動の障害」

により療養・休務した件数は減少しているが、月数は増加している。どのような状況が考えられるか。

②メンタル疾患が各世代で増加しているが、今後どう対策を講じていくのか。

#### 【事務局】

①メンタル疾患を起因とする要休業者数は、25年度末現在の33人から26年度末現在では50人へと大幅に増加している。

また、療養・休務状況を見ると、「精神及び行動の障害」により療養した件数は、25年度83件、26年度73件と減少しているが、療養日数は、25年度15323日、26年度15462日と

増加している。

このことから、療養にかかる1件あたりの療養日数は増加しており、療養期間の長期化が進んでいると思われる。要休業者数の増加要因となっている。特に、年代別構成を見ると、45歳以上が多くなっており、疾病別では、「うつ病」が増加している。

②メンタル疾患の増加に対応するため、これまでの各種メンタルヘルス研修・教室等や医師等によるメンタルヘルス相談、職場復帰訓練を実施するとともに、26年度は、ストレスチェックを実施し、その分析結果を職場に還元し、27年度には、健康リスクの高い職場に保健師が訪問し、状況の把握や改善への支援を実施している。

また、28年度以降は、労働安全衛生法の改正に伴い、ストレスチェックが義務化され毎年実施することになる。職員自身のストレスへの気づきを促すとともに、職場の環境改善等に役立てるようにしていきたいと考えている。

#### 平成27年度改善事項等について

- 希望者検診等の充実について(共済事業)
  - 組合員の健康の保持増進を目的として、組合員からの希望が多かった人間ドックの対象年齢枠を40歳から38歳に引き下げ。
  - インフルエンザ予防接種補助事業について、接種機会と定員の拡充。
- ストレスチェック実施による健康リスクの高い職場への支援について(県事業)
 

平成26年度に実施したストレスチェックの分析結果により、健康リスクが高いとされた所属に保健師を派遣し、職場における高リスクの原因を把握するとともに、必要に応じ改善を図るための支援を行った。

#### ストレスチェックについて

個人のプライバシーの確保は

【組合委員】  
①ストレスチェックにおいて、職員のプライバシーはどのように確保されるのか。  
②ストレスチェックの結果を、今後どう活かしていくのか。  
③ストレスチェック事業の

(裏面に続く)

対象となる職員は、臨時的任用職員、再任用職員、嘱託職員などは含まれるのか。

### 【事務局】

①個人のデータは、本人以外は、実施者である医師・保健師のみが閲覧できる権限を持ち、本人の承諾がなければ、ストレスチェックの結果や面談実施の情報等が所属や上司に伝わらないよう配慮される。

ストレスチェックは、委託業者のウェブシステムでの実施を考えており、個人のデータが外部流出しないようにSSL暗号通信でデータを保護し、利用者ごとに専用のパスワードとIDでログインし、第三者が閲覧できないように配慮する予定である。

②ストレスチェックの結果は、職員個人の結果のほか、所属毎の結果を集計・分析し、その結果を所属へ還元するとともに、健康リスクの高い所属は、保健師を派遣してメンタルヘルス研修の実施や職場環境の改善についての相談・支援等を実施したいと考えている。

③ストレスチェックの対象



者は、一般定期健康診断の対象者と同じで、臨時任用職員、再任用職員、嘱託職員も含めて実施することを予定している。

実施期間に所属にいない職員については、実施は不可能であるため、育休や休職中の職員は対象としない予定である。

### 共済組合校(保健室)にて 検診事業等の拡大は

#### 【組合委員】

共済組合が実施している検診事業について、今年度人間ドックの対象年齢枠を引き下げたことで、申込状況はどうだったか。

また、今後、年齢枠や人数など、拡充していく考えはあるのか。

#### 【事務局】

人間ドックを始め共済組

合の検診の申込状況は、平成27年度は応募者全員を受診決定している。

27年度には、人間ドックの対象年齢枠を40歳から38歳に引き下げているが、定員1275人のところ申込者1258人だった。26年度は申込者1212人だったので、全体で申込者が46人増加している。

また、38歳及び39歳の応募は59名で、共済組合の事業計画において、年齢枠拡大に伴う希望者の増加見込を62人としたため、ほぼ予定どおりの結果となった。

人間ドックは、応募状況や検診機関の受入れ可能人員の制約等を考慮し、今後も、対象年齢枠の拡大とそれに伴う定員の拡大を検討したい。

また、インフルエンザ予防接種補助事業は、新城設楽地域について試行的な取り組みを継続するとともに、定員の拡大を検討したいと考えている。

なお、具体的な拡充内容等は、後日、共済組合運営審議会で審議し進めていく。

### 事務室等環境について 不規則所属の指導は

#### 【組合委員】

環境測定の結果について、平成26年度の事務室内温度の測定結果で不規則となった所属数は、前年度と比較して大幅に減少(25年101室←26年36室)しているが、背景と要因をどのように分析し、改善・指導を行っているのか。

#### 【事務局】

快適な職場環境の維持が職員の健康維持のための重要な問題の一つと考え、労働安全衛生研修会等の機会を通じて意識啓発を図るとともに、「適切な職場環境の確保について」の通知を、夏季及び冬季に主管課長及び地方機関の長あてて発出し、職場環境の適切な管理及び職員の健康管理に配慮するよう促してきた。

事務室内温度の測定結果で不規則となった所属数が大幅に減少した要因は、その年の夏場の気温によって、不規則となる所属の数が違ってくることもあるが、職員の健康維持に対する意識啓

発等の取り組みが一定の成果になっていると考えている。

しかし、一部の所属で、改善が進んでいないところもあり、その原因把握に努め、状態改善に向けて部局主管課等へ働きかけるよう支援・指導も必要であると考えてる。

そのため、事務所環境測定において、例えば、温度で不規則の結果が出た所属に対して、当該所属長に対し、空調設備の点検を行うなど、基準値内に収め、快適な職場環境の確保に向けて努めてもらうよう指導しているほか、当該所属を管轄する部局長・衛生管理医に対し、改善に向け配慮・指導するようお願いしている。

不規則となった所属でも、所属内の衛生委員会などで実態及び改善策について検討してもらい、必要に応じて所属長、部局主管課に対して働きかけを行っていたきたいと考えている。

今後も、快適な職場環境の維持が職員の健康維持のための重要な問題の一つであることを周知したい。